

# 東京都・埼玉県に続け！学費無償化の流れを神奈川へ！

## 私学助成は法に定められた国民の権利です

### 私学助成

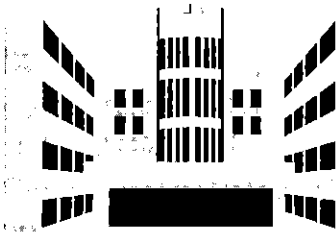
学校という公の性格を担う私立に対する国や県からの補助金

### 経常費補助

学校の運営への補助金

### 学費補助

就学支援金を含む家庭への補助金



### 法的根拠

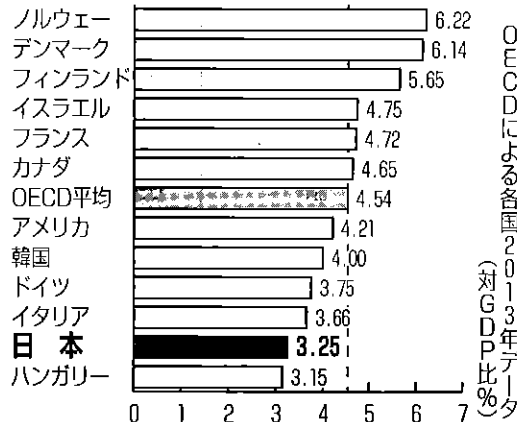
- |               |   |
|---------------|---|
| 日本国憲法 第26条    | 教育を受ける権利  |
| 教育基本法 第4条     | 教育の機会均等、第6条 学校教育、   |
| 第8条           | 私立学校  |
| 私立学校振興助成法 第1条 | <ul style="list-style-type: none"> <li>①私立学校の教育条件の維持及び向上</li> <li>②私立在学幼児、児童、生徒、学生の経済的負担の軽減</li> <li>③私立学校の健全な経営と健全な発達</li> </ul> |

日本政府は国際人権規約13条(教育の無償化条項)を批准

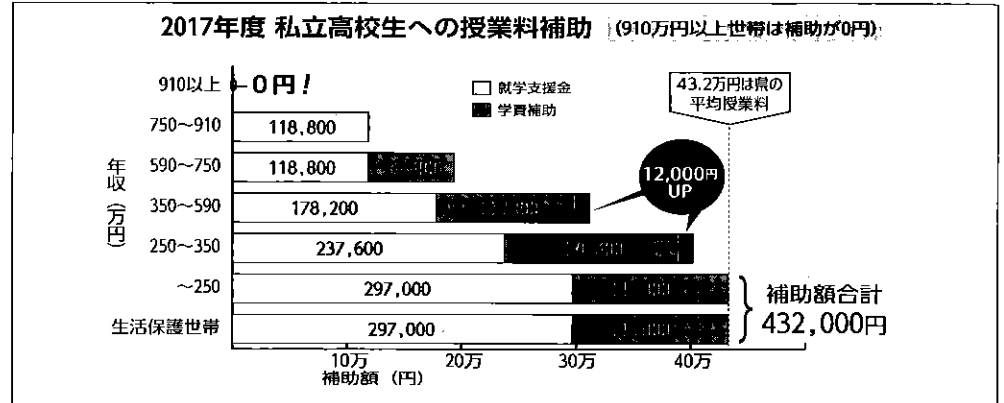
諸外国のように私学も無償に(高校無償化)

**2014年から就学支援金に所得制限導入(年収約910万円)**  
これは教育の無償化の流れに逆行するものです。

### 教育機関への公的支出 日本は33ヶ国中32位



## 1 神奈川県学費補助の現状



東京では

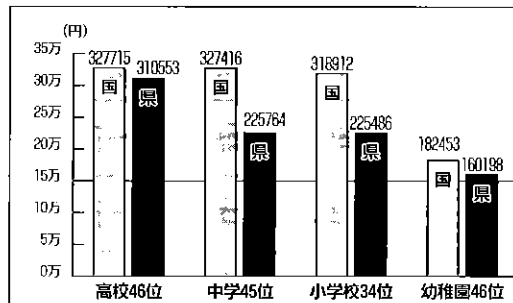
2017年度から年収760万円未満の家庭まで授業料平均額の44万2千円の授業料補助実現

埼玉では

2017年度から年収600万円未満の家庭まで授業料平均額の37万5千円の授業料補助実現、年収500万円未満の家庭までは授業料37万5千円に施設費20万円も補助

県の私学振興課も東京の制度を気にしています。私学助成の拡充を後押しするためにも署名のご協力をお願いします。

## 2 神奈川の経常費助成は国基準以下



「国基準」とは、国の経常費助成予算総額から算出される「全国」の生徒・児童・園児一人あたりの補助額です。なお、順位は2016年度のもので、高校は全国47都道府県、中学は45、小学校は35、幼稚園は47都道府県中のもので。

### 3 国による私立小中学校への学費補助実現！

さらに神奈川県独自の制度を求めています。

### 4 県内市町村の1 / 3が国と県に

### 私学助成拡充を求める意見書を提出

昨年度私たちは、国と県に私学助成拡充の意見書を提出する陳情書を、県内33市町村のすべてに提出。その結果、3分の1に及ぶ12市町村（藤沢市・大和市・座間市・秦野市・伊勢原市・南足柄市・綾瀬市・逗子市・大磯町・葉山町・愛川町・〔意見書は出さず〕・清川村で採択・趣旨了承されました。一昨年の二宮町と茅ヶ崎市を加えると14市町村になります。

## = 署名のしかた =

- 県向け、国向けの両方に署名してください。
- 鉛筆ではなく、ペンでお書きください。
- 氏名は、同一の名字の場合でも省略せずにお書きください。
- 住所は都道府県から番地までお書きください。
- 神奈川県外の住所も有効です。ただし、日本国内の住所にしてください。
- 未成年の人も署名できます。また、本人の同意があれば代筆も可です。
- 10名埋まりきっていない署名簿も有効です。
- 「請願趣旨」の上にある「請願代表者 住所 氏名」は記入不要です。

**12月上旬に県議会へ提出する予定です。**

### 署名の書き方例

氏名	住所	
私学 太郎	神奈川県	横浜市中区桜木町3-9
私学 花子	神奈川県	横浜市中区桜木町3-9
神奈川 広子	東京都	千代田区二番町12-1
神奈川 進	東京都	千代田区二番町12-1
神奈川 学	東京都	千代田区二番町12-1

## 私学助成署名Q&A

### Q. どうして署名をするのですか？

**A.** 私立学校に通う子どもたちの学習の権利を保障し、保護者の学費負担を減らし、教育の公私間格差を是正するために必要な署名です。憲法によって認められた請願権に基づいて私学助成の拡充を求める署名です。40年以上にわたる地道な運動の結果、集めた署名数は全国でのべ4億5千万筆にも達します。昨年度だけでも全国で551万筆、神奈川県で約20万筆の署名が集まりました。

### Q. 署名をしてきた成果はありますか？

**A.** 1975年に80億円でスタートした国庫補助額は2017年には1036億円に達しています。高校生一人あたりの経常費補助額の国基準額も、1975年には48,000円だったものが2017年には約327,000円まで増額されています。

### Q. 私立に公金を補助することは憲法違反になりませんか？

**A.** 憲法第89条に「公の財産の用途制限」がありますが、法律で定められた法人のみが運営することのできる、公共性の高い教育機関である私立学校は、私的な塾や予備校とは違い「公の支配」に属するという政府見解です。

### 2016年度署名募金会計報告 2016年3月1日～2017年2月28日

収入の部		支出の部	
内訳	決算	内訳	決算
署名募金	390,450円	署名簿チラシ印刷代	478,008円
加盟団体拠出金	300,000円	署名簿チラシ送料	68,040円
合計	690,450円	雑費	540円
		合計	546,588円

カンパの協力をお願いします

問い合わせ先 **神奈川私学助成をすすめる会**

〒231-0062 横浜市中区桜木町3-9 TEL 045-212-5574 FAX 045-212-5575